
今夏の熱中症対策について (令和 6 年 9 月 1 日時点報告)

令和 6 年 9 月
企画課熱中症対策室

暑さ指数（WBGT）について

政府・環境省では、暑さ指数（WBGT）に基づいて、施策を行っている。

暑さ指数（WBGT）とは（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature）

人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、
気温、湿度、日射・輻射、風の要素をもとに算出する指標



暑さ指数（WBGT）測定装置

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u> 場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) ＜これまでの発表回数＞ R3: 613回, R4: 889回, R5: 1,232回 <u>R6: 1,494回（9月2日まで）</u>	気温が <u>特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u> 場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) 2024年4月から運用を開始し、発表は一度もない
発表基準	<u>府県予報区等内のいずれか</u> の暑さ指数情報提供地点における暑さ指数（WBGT）が 33 （小数点第一位以下四捨五入）に達すると予測される場合	<u>都道府県内</u> において、 全ての 暑さ指数情報提供地点における翌日の暑さ指数（WBGT）が 35 （小数点第一位以下四捨五入）に達すると予測される場合
発表時間	前日 午後5時頃 及び 当日 午前5時頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)

令和6年熱中症警戒情報の発表状況（2024/9/2時点）

第6回 熱中症対策推進検討会
資料2より抜粋・一部編集

令和6年9月2日気象庁資料
2024年夏（6月～8月）の天候から引用

気象庁の資料によると、

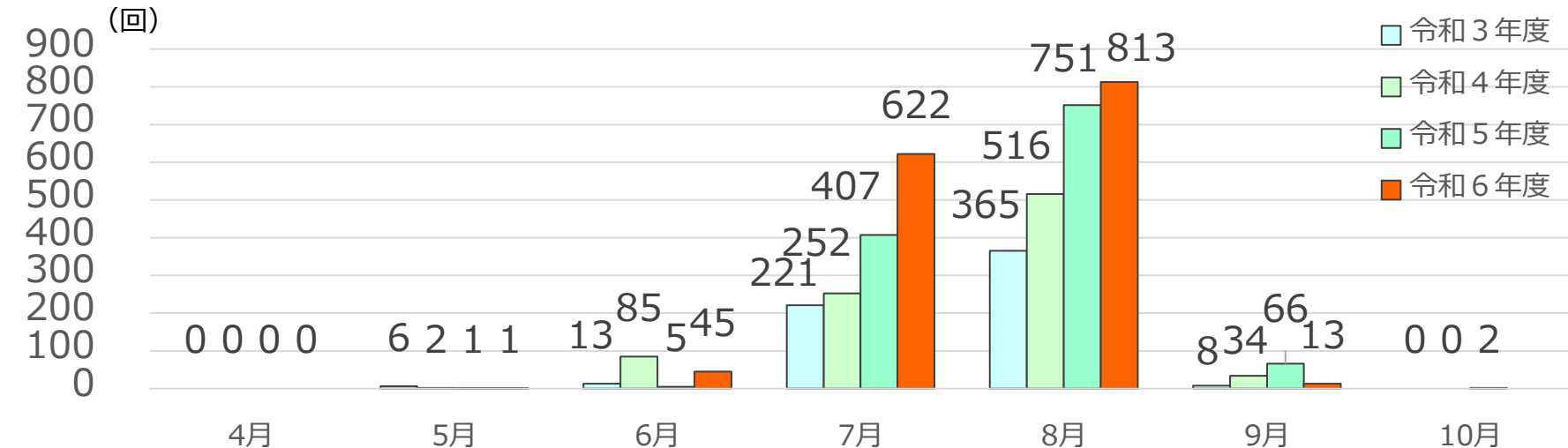
- ・夏の平均気温は全国的にかなり高かった。夏の平均気温平年差は東日本で+1.7℃、西日本で+1.4℃、沖縄・奄美で+0.9℃となり、1946年の統計開始以降、夏として西日本と沖縄・奄美で1位、東日本で1位タイの高温となった。
- ・地球温暖化等の長期的な気候変動の監視に用いる15地点の観測値による日本の夏（6月～8月）の平均気温（*1）の基準値からの偏差は、昨年（2023年）と同じ+1.76℃（歴代1位タイ）となった。

熱中症警戒情報の発表状況

○（参考）年度別発表実績

（令和3年度）	（令和4年度）	（令和5年度）	令和6年度の実績※4/24～9/2
延べ発表回数：613回 発表日数：75日/183日 発表地域：53地域/58地域 ※4/28～10/27	延べ発表回数：889回 発表日数：85日/183日 発表地域：46地域/58地域 ※4/27～10/26	延べ発表回数：1,232回 発表日数：83日/183日 発表地域：58地域/58地域 ※4/26～10/25	延べ発表回数※※：1,494回 発表日数：85日/132日 発表地域：51地域/58地域 ※※同一地域を複数回としてカウント

○月別の内訳



令和6年度の環境省の熱中症対策の取組

第6回 熱中症対策推進検討会
資料2より抜粋・一部編集

(1) 環境省熱中症対策室の新設

- ・環境省大臣官房環境保健部に熱中症対策室を新設（令和6年4月1日）

(2) 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の運用開始

- ・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）に加え、今年度から新たに熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の運用を開始(令和6年度の運用期間：令和6年4月24日～令和6年10月23日)。
- ・熱中症特別警戒アラート 発表実績：なし
- ・熱中症警戒アラート 発表実績：令和6年 **1,494回**(令和6年9月2日時点)、令和5年 **1,206回**(同時期)

(3) 地方公共団体職員向けの研修の実施

- ・独立行政法人環境再生保全機構において、地域における熱中症対策の推進のための地方公共団体職員向けの研修を実施した（対面、オンライン、e-ラーニング）

※令和6年度実績：対面10回（約200人）、オンライン2回（約970人） 合計約1,170人、e-ラーニング再生回数約300回（9月1日現在）

(4) 熱中症関連の事務連絡の発出

- ・令和6年度の環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数等の情報テスト発信について（お知らせ）等を含め、8種類の事務連絡を発出（内2つは関係府省庁連名で発出）

(5) 普及啓発の取組

- ・環境省熱中症予防情報サイトに、熱中症予防に資する情報や暑さ指数等の情報を掲載

＜サイト訪問数（ページビュー）＞令和6年(4/24～9/1)：**約8,500万回** 令和5年(4/26～9/1)：**約6,000万回**

- ・環境省の公式X、FacebookやLINEアカウントから熱中症の情報を発信

＜登録者数（9月1日時点）＞X：**約35万人**、Facebook：**約7千人**、LINE：**約35万人**

- ・高齢者の利用率が高いラジオを通じた普及啓発を実施

各地のラジオ局と連携した「熱中症予防」への呼び掛け（*延べ**約2,800万人**に情報発信）等

- ・様々なイベント等を通じて情報提供を実施

*聴取人数は、株式会社ビデオリサーチの聴取率から算出

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に関して

第6回 熱中症対策推進検討会
資料2より抜粋・一部編集

指定暑熱避難施設の概要

- 市町村長は、その市町村内の一定の要件を満たす施設を、指定暑熱避難施設として指定できる。この指定を受けた施設の通称を、「クーリングシェルター」という。
- 市町村長又はクーリングシェルターとして指定する協定を市町村長との間で締結した施設の管理者は、熱中症特別警戒アラートが発表される際には、指定された施設を開放する。



クーリングシェルターとして指定されている
ショッピングモールの例
(イオンモール(株))

リンク集の作成・公開

環境省では、市区町村によるクーリングシェルターの指定状況について、環境省熱中症予防情報サイトでリンク集を作成・公開。

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_shelter.php

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）・リンク集

改正気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定している全国の市区町村（および一部都道府県）のウェブサイトへのリンク集をまとめました。



現在掲載している指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の情報は、事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」（令和6年7月2日発出）に基づき、各市区町村から令和6年8月30日までに環境省へ情報提供いただいた内容等※を整理した物です。

※各市区町村から令和6年7月10日までに情報提供いただいた内容等（令和6年7月19日公表分）に加え、それ以降に令和6年8月30日までに情報提供いただいた内容。

今後も順次更新します。

なお、詳細に関しましてはそれぞれの市区町村のHPをご確認ください。

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定済み

763 市区町村（令和6年8月30日時点※）

（参考）指定暑熱避難施設もしくはいわゆる暑さをしのぐ施設を指定済み

979 市区町村（令和6年8月30日時点※）

都道府県ごとの情報はこちら

[xlsx資料]

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県

環境省熱中症予防情報サイトより

參考資料

2024年夏（6月～8月）の平均気温

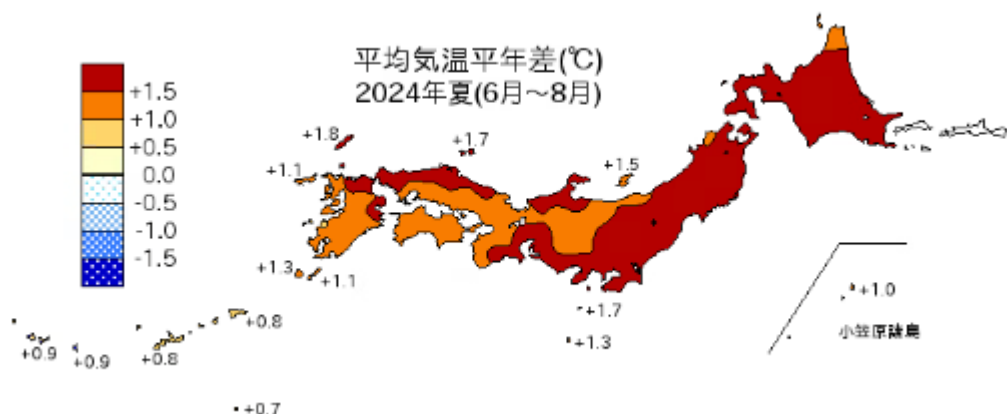
第6回 熱中症対策推進検討会
資料2より抜粋

令和6年9月2日気象庁資料
2024年夏（6月～8月）の天候から引用

気象庁の資料によると、

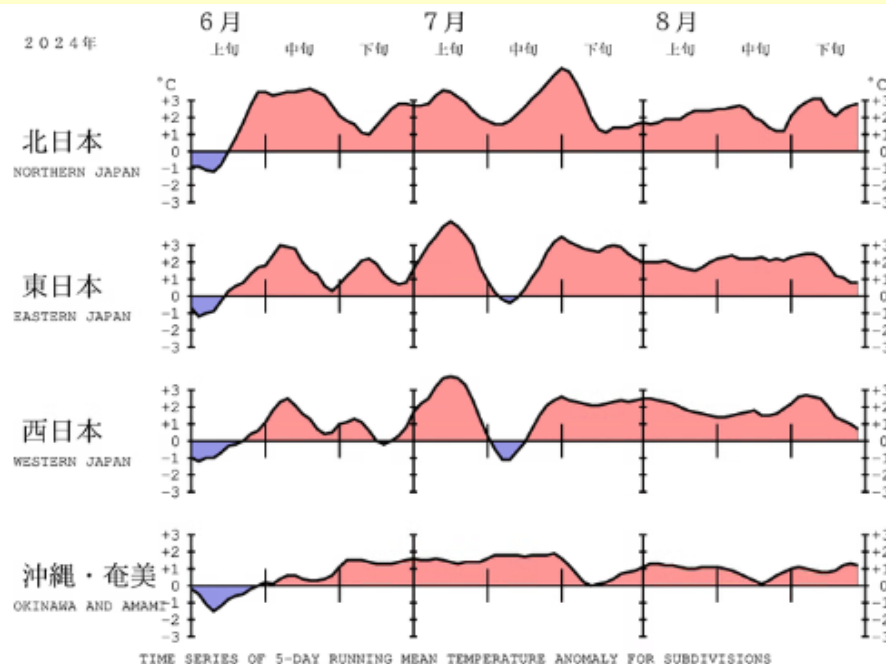
- 夏の平均気温は全国的にかなり高かった。夏の平均気温平年差は東日本で+1.7℃、西日本で+1.4℃、沖縄・奄美で+0.9℃となり、1946年の統計開始以降、夏として西日本と沖縄・奄美で1位、東日本で1位タイの高温となった。
- 地球温暖化等の長期的な気候変動の監視に用いる15地点の観測値による日本の夏（6月～8月）の平均気温（*1）の基準値からの偏差は、昨年（2023年）と同じ+1.76℃（歴代1位タイ）となった。

2024年6～8月の平均気温平年差の分布



- 全国153の気象台等による観測値を用いる。
- ただし、地域平均については、三宅島、八丈島、父島および南大東島を除いた149地点での観測値を用いる。

地域平均気温平年差の経過（5日移動平均）



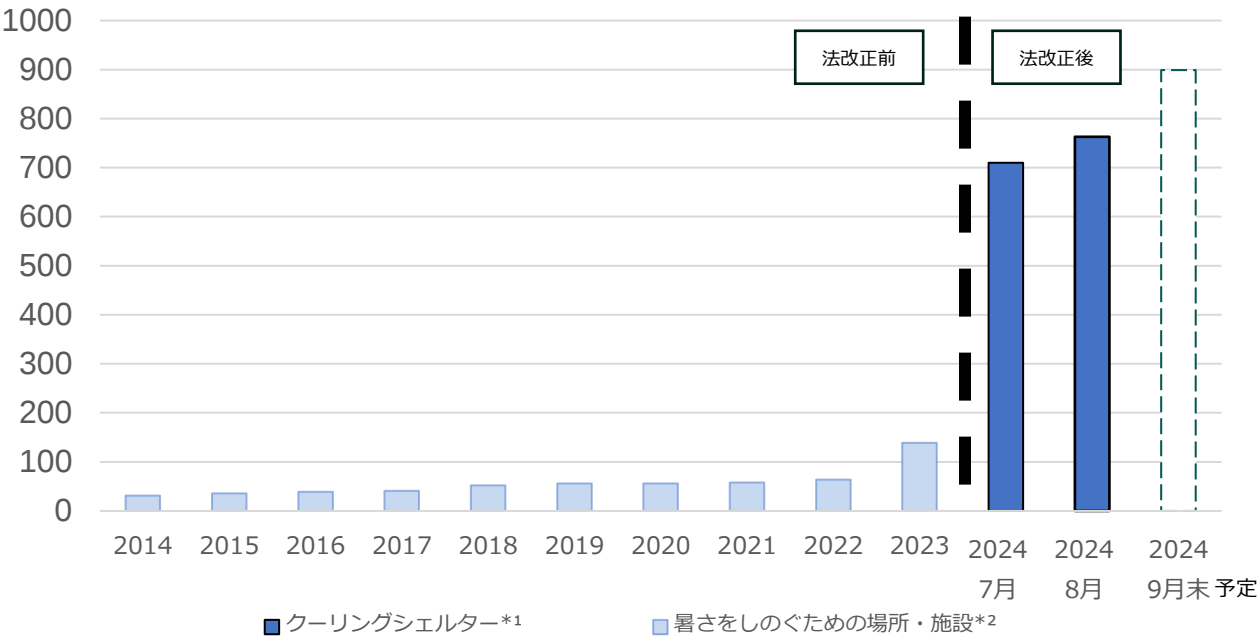
地域平均気温平年差の5日移動平均時系列

更新日：2024年9月2日

（*1）都市化による影響が比較的小さく、長期間の観測が行われている地点から、地域的に偏りなく分布するように選定した15地点（※）の気象台等の観測値を用いた統計。 ※ 網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、飯田、銚子、境、浜田、彦根、宮崎、多度津、名瀬、石垣島

クーリングシェルター*1を指定している市区町村数の推移

指定市区町村数（累計）



改正気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定している市区町村数は、前回2023年の調査から5倍以上の763市区町村に増加している。

なお、2024年9月末までに指定する予定の市町村数を含めると、899である。

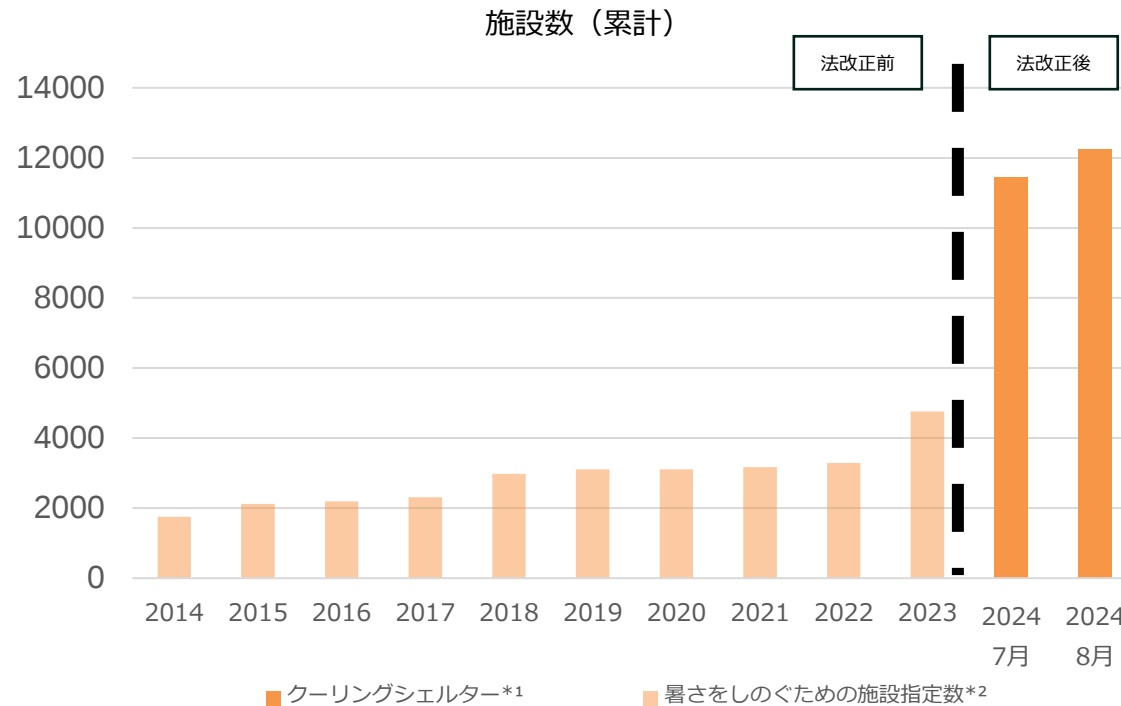
また、クーリングシェルター以外のいわゆる暑さをしのぐ施設を指定している市区町村を含めると、979である。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024 7月*1	2024 8月*3	2024 9月末 予定
指定市区町村数（累計）											710	763	899
クーリングシェルター*1 及びクーリングシェルター以外のいわゆる暑さをしのぐ場所・施設*2 指定市区町村数（累計）	31	36	39	41	52	56	56	58	64	139	916	979	(-)

* 1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設
令和6年7月2日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ7月10日までに報告を受けた情報をもとに作成（未報告の市区町村においては、令和6年6月21日までに環境省においてHPより確認した情報をもとに作成）
* 2 2014年から2023年の値は、令和5年12月実施の「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」より作成。2024年7月の値は、※1の同調査を元に作成
* 3 * 1 調査に加え、それ以降に令和6年8月30日までに報告された数

クーリングシェルター※¹として指定された施設数の推移

第6回 熱中症対策推進検討会
資料2より抜粋



改正気候変動適応法に基づくクーリングシェルターとして指定された施設数は、前回2023年の調査から2倍以上の約12,000に増加している。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024 7月※ ¹	2024 8月※ ³
2023年までいわゆる暑さをしのぐ施設、2024年からクーリングシェルター指定数	1758	2123	2192	2317	2980	3104	3104	3175	3289	4758	11436	12234

*1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設

令和6年7月2日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ7月10日までに報告を受けた情報をもとに作成（未報告の市区町村においては、令和6年6月21日までに環境省においてHPより確認した情報をもとに作成）

*2 令和5年12月実施の「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」より作成。

*3 *1調査に加え、それ以降に令和6年8月30日までに報告された数